

**FM ABASHIRI 公式キャラクター**

# ラジオオネちゃん

**ラジオ × クリオネ  
= ラジオオネちゃん!!**

**料理とおしゃべりが大好きな  
妖精の女の子♡**

**ポイントは↓↓  
クリオネの触覚と、  
電波塔をイメージしたヘッドホン♡**

**マイクとクリオネが  
上手く融合しているユニフォーム♡**

**流氷と海を表現したヘアカラー♪**

**これからよろしくお願ひします!**



## FM あばしり公式キャラクター「ラジオネ」利用に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、FM あばしり公式キャラクター「ラジオネ」(以下「キャラクター等」という。)のデザインの利用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

#### (キャラクター等に関する権利)

第2条 キャラクター等に関する一切の権利は、株式会社 LIA (以下「LIA」という。)に属する。

2 キャラクター等のデザインは、別に定める FM あばしり公式キャラクター「ラジオネ」デザイン集(以下「デザイン集」という。)のとおりとする。

#### (キャラクター等の利用)

第3条 キャラクター等を利用しようとする者は、あらかじめ FM あばしり公式キャラクター「ラジオネ」利用申込書(第1号様式)に必要書類を添えて、LIA に申し込まなければならない。

#### (利用の承認等)

第4条 LIA は、前条の規定による利用の申込みがあったときは、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用を承認しないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (2) 特定の個人、政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (3) 不当な利益を得るために利用すると認められるとき。
- (4) 自己の商標、意匠等として独占的に利用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (5) 市の品位を傷つけ、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (6) キャラクター等の利用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められるとき。
- (7) キャラクター等の著しい変形、その他キャラクター等の利用が適当でないとして認められる場合
- (8) LIA の事業又は市が認める関連事業を推進する上で支障を来し、又はそのおそれがあると認められるとき。

#### (利用上の遵守事項)

第5条 利用の承認を受けた者(以下「利用者」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用の承認を受けた目的及び用途にのみ利用し、LIA が指示する利用条件に従うこと。
- (2) 定められたデザインの色、形状等を正しく利用すること。ただし、LIA が特に認める場合は、キャラクター等のイメージを崩さない範囲で変形し、又は他の図案、文字等を組み合わせて利用することができる。
- (3) キャラクター等のイメージを損なう利用をしないこと。
- (4) 利用者は、この利用の承認によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (5) 商標登録、意匠登録等著作物に関する自己の権利を新たに設定し、又は登録しないこと。
- (6) キャラクターを利用した物品、商品及び出版物等(以下「物品等」という。)は、完成後、速やかに LIA に提出すること。

ただし、物品等の提出が困難である場合は、その形状の分かる写真の提出をもって、代えることができる。

(承認内容の変更)

第6条 LIAは、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の承認を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき、又は違反することが判明したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により利用の承認を受けたとき
- (3) LIAが不相当と認めるとき。

2 LIAは、前項の規定により利用の承認を取り消したときは、その利用者に対し、FMあばしり公式キャラクター「ラジオネ」利用承認取消通知書により通知するものとする。

3 第1項の規定により利用の承認を取り消された者は、FMあばしり公式キャラクター「ラジオネ」利用承認取消通知書の通知があった日以後、当該物件を利用してはならない。

4 LIAは、第1項の規定により利用の承認を取り消したときは、その利用者に対し、当該利用物件の回収を求めることができる。

(責任の制限)

第7条 前条の規定によりキャラクター等の利用の承認を取り消した場合、利用者に損害が生じても、LIAはその責めを負わない。

2 利用者が、キャラクター等の利用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合、LIAは、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

3 利用者が、キャラクター等の利用に際して故意又は過失によりLIAに損害を与えた場合は、これによって生じた損害をLIAに賠償しなければならない。

附 則 この要綱は、令和6年3月18日から適用する。

第1号様式（第3条関係）

FM あばしり公式キャラクター「ラジオネ」利用に関する利用申込書

年 月 日

株式会社 LIA 宛

申請者 住 所

(所在地)

氏 名

(名称及び代表者名)

印

FM あばしり公式キャラクター「ラジオネ」を次のとおり利用したいので、申請します。

利用用途	
利用場所	
利用希望日時	年 月 日 : ~ :
終了日	年 月 日 :
連絡先	担当者氏名 電話番号
添付書類	1 企画書等（開催日時、場所、内容が分かるもの） 2 その他参考となるもの

※実施写真、デザイン使用物の完成品等の送付を必ずお願い致します。